

内規 旅費精算

作成 2017.9.30

内規

2017年9月27日 会長・副会長において下記の通り決めました。

◎ 旅費精算

自治会活動の用件等で旅費を必要とする場合は下記にて支給する。

- ・公共交通機関 実費
- ・車両（乗用車）

市内 一律 500円

市外 公共工交通機関に相当を支給

*役員会での承認を得ること（諸般の事情の変動に合せ会長が増減出来る）

- ・交通費精算書には会長・副会長（1名）の署名が有ることを確認し、
「経費支出申請・指示書」に記入し、会計に提出する。
- ・交通費精算は原則一月ごとにする。

旅費請求書類

年	月度	請求者			⑩
出張日	出張先	交通機関	用件	金額	
例 5/12	三田市役所 公園みどり課	自家用車	公園維持の申請について (会長：環境副部長)	500円	
合 計					

会 長	副 会 長	会 計 担 当
年 月 日 署名	年 月 日 署名	年 月 日 署名 or 捺印

請求者受取署名捺印

⑩